

宮崎市防災協力事業所登録制度の概要

1 制度の概要

災害時に重要となる、地域で助け合う「共助」を推進するため、各地域の事業所が保有する施設、資機材、組織力等を災害時に活用するとともに、事業所と地域が連携できる体制づくりを平常時から進めることにより、『地域防災力の向上』を目指す制度です。

各事業所は、災害時に協力・支援できる内容を事前に登録し、大規模災害時には、ボランティア精神に基づき、各自の判断により、対応可能な範囲で協力・支援を行うとともに、平常時においては、事業所内の防災力向上や地域の防災訓練への参加に努めていただきます。

2 登録開始時期

平成29年8月7日（月）から

3 対象事業所及び対象とする災害

対 象：市内に店舗、工場、事務所、営業所等の活動拠点を有する事業所

災 害：地震・津波災害、台風もしくはその他の風水害等

4 登録方法

所定の申請書を危機管理課まで提出していただきます。

申請内容を審査し、適当であると認められる場合は、台帳に登録し、登録証を交付します。

5 活動内容

大規模災害時において、次に掲げる項目のうち、協力することが可能な業務について、自らの判断で地域と連携して協力活動を実施していただきます。

- (1) 人的協力：初期消火、救出救護、障害物の除去、避難所運営活動等
- (2) 物的協力：食料品、飲料水等の物資提供等
- (3) 施設・設備の提供：重機・車両の一時貸出等
- (4) その他防災において必要な協力

※平常時は可能な範囲で地域の防災訓練や地域活動への協力を行っていただきます。

6 登録事業所のメリット

- (1) 登録事業所の名称、所在地等を、市のホームページを活用してPRできる。
- (2) 登録事業所であることを職員の名刺や、事業所のパンフレットに表示することができる。
- (3) 市が交付する「登録証」と「ステッカー」（3枚目参照）を事業所に掲示することができる。

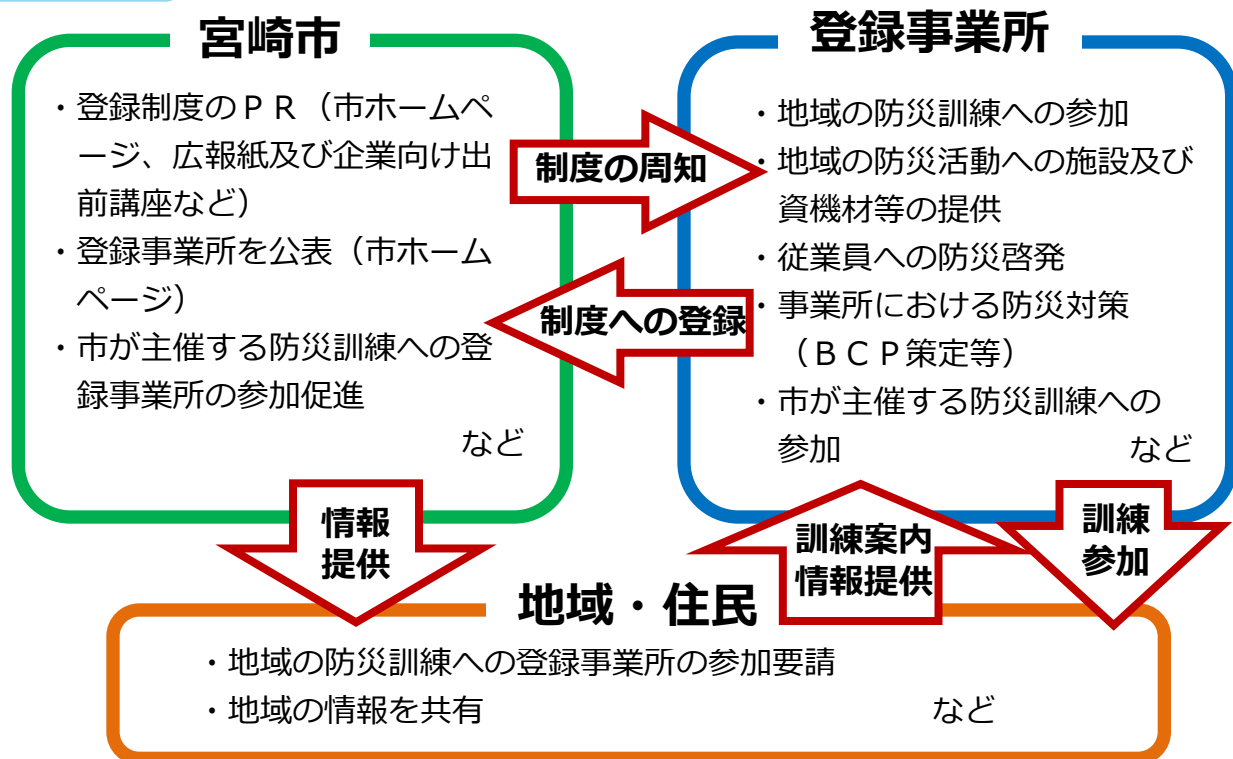
7. 災害時協力協定との違い ※災害時協力協定締結数 61件（平成29年7月現在）

	防災協力事業所登録制度	災害時協力協定
対 象	・市内の中小企業（法人格の有無は問わない）	・原則として、協会・組合などの業界団体 ・単一企業は、全国的な企業もしくは協力内容がその企業にしかできない場合のみ（施設の提供、特定システムの提供など）
協力内容	・登録に基づく労務、資機材、施設などの提供	・協定に基づく物資、システム、施設などの提供
活動範囲	・事業所が所在する地域	・市内全域
費用負担	・無償（すべて事業所負担）	・有償の場合あり（協定に基づく）

◎防災協力事業所登録制度における市、地域・住民、事業所の役割

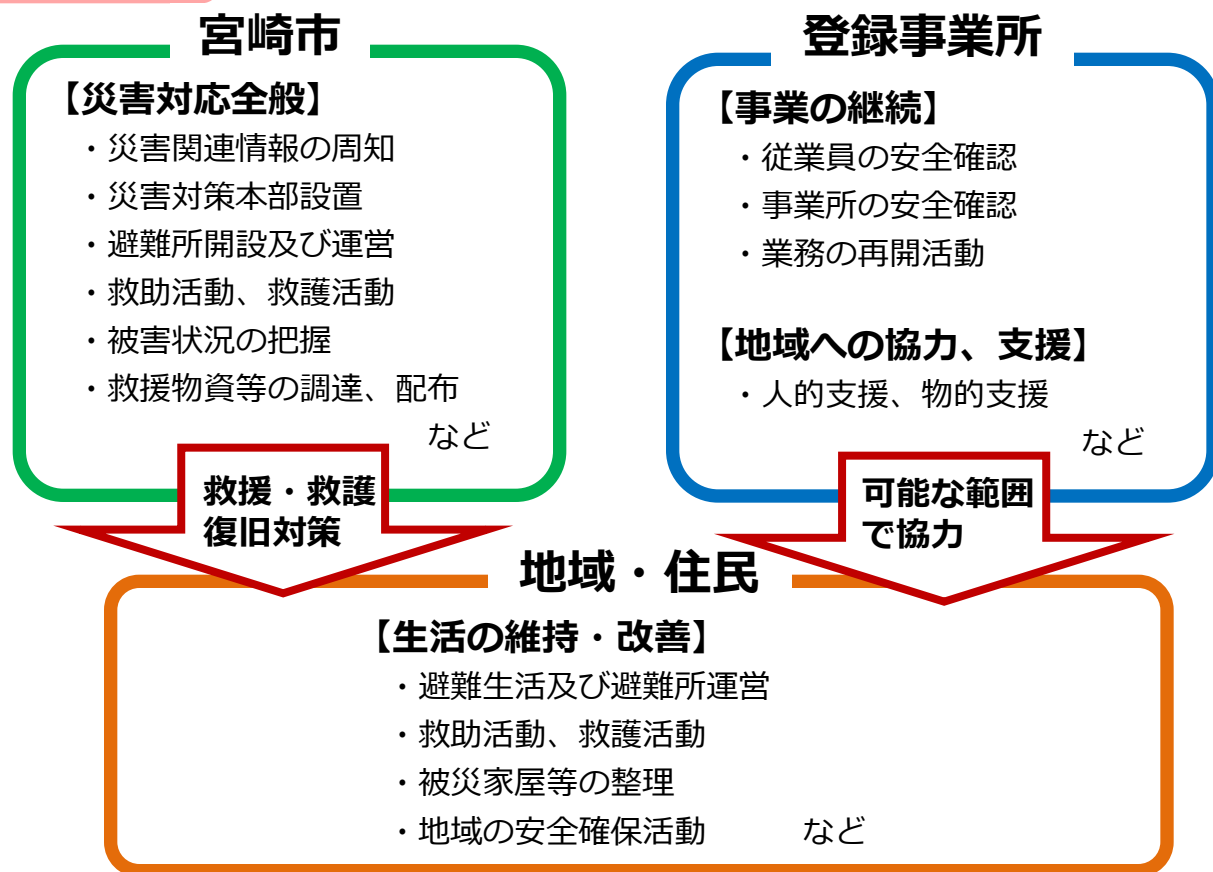
平常時

事業所と地域が連携強化し、地域防災力の向上を図る！！



災害時

事業所自らの判断で、地域と連携して災害に対応！！



◎防災協力事業所 登録証

様式第3号（第8条関係）

登録番号

防災協力事業所登録証

事業所名
代表者 様


貴事業所は、宮崎市防災協力事業所登録制度実施要綱第3条の登録要件に適合していることを認めます。
よって、宮崎市防災協力事業所として登録しましたので登録証を交付いたします。

年 月 日

宮崎市長 印

サイズ：A4（210mm×297mm）

◎防災協力事業所 ステッカー




MIYAZAKI CITY

宮崎市防災協力事業所

当事業所は、防災協力事業所として、地域の安全と安心を守ることに協力します。

登録番号：
登録年月日：



基本サイズ：280mm×100mm

【問い合わせ先】 危機管理課 電話21-1730